

平成24年函館市告示第380号の一部を改正する告示 新旧対照表

現 行		改 正 案					
函館市告示第380号		函館市告示第 号					
前文 略		平成24年函館市告示第380号の一部を次のように改正し、平成28年 月 日から施行する。					
平成24年11月28日		平成28年 月 日					
別表第1		別表第1					
種 別		許可基準		種 別		許可基準	
		第1区域	第2区域			第1区域	第2区域
共	用途	<u>案内表示（道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的とする広告物またはこれらの広告物の掲出物件をいう。以下この表において同じ。）</u> であること。	条例第7条第4号に掲げるものまたは案内表示であること。	共通	用途	<u>次に掲げる施設への案内を目的とした広告物またはこれを掲出する物件（以下この表において「特定施設への案内表示」という。）</u> であること。 <u>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条に規定する各種学校</u>	条例第7条第4号に掲げるもの（以下この表において「 <u>自家用広告物</u> 」という。）または <u>特定施設への案内表示</u> であること。

- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所ならびに同法第2条第1項に規定する助産所
- 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業に係る施設
- 4 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条に規定する博物館
- 5 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- 6 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業に係る施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設を除く。)
- 7 高齢者、障害者等の

電光掲示板	略	
景観への配慮	略	

	<u>移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第5号に規定する旅客施設</u> <u>8 函館市都市景観条例(平成7年条例第55号)第17条第1項に規定する景観形成指定建築物, 同条例第21条の2第1項に規定する景観登録建築物および同条例第26条第2項に規定する伝統的建造物</u> <u>9 市とまちづくりや防災などの協定を締結し, 協定履行のため案内が必要な施設</u> <u>10 函館市まちかど観光案内所開設要綱に基づき開設する施設</u> <u>11 その他市長が認める施設</u>
電光掲示板	略
景観への配慮	略

	色彩	略	
固定 広 告 物	屋上広告物	略	屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。別表第2において同じ。）の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。
	地上広告物	略	<u>1面の表示面積が25平方メートル以内で、かつ、表示面積が50平方メートル以内および高さが10メートル以下のものであること。</u>

	色彩	略	
固定 広 告 物	屋上広告物	略	<p><u>1 自家用広告物で、屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。別表第2において同じ。）の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。</u></p> <p><u>2 特定施設への案内表示は、許可しない。</u></p>
	地上広告物	略	<p><u>1 自家用広告物で、1面の表示面積が25平方メートル以内で、かつ、表示面積が50平方メートル以内および高さが10メートル以下のものであること。</u></p> <p><u>2 特定施設への案内表示で、1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内および高さ</u></p>

	壁面広告物		略
以下 略			

			<u>が5メートル以下のもの</u> <u>であること。</u>
	壁面広告物		略
以下 略			